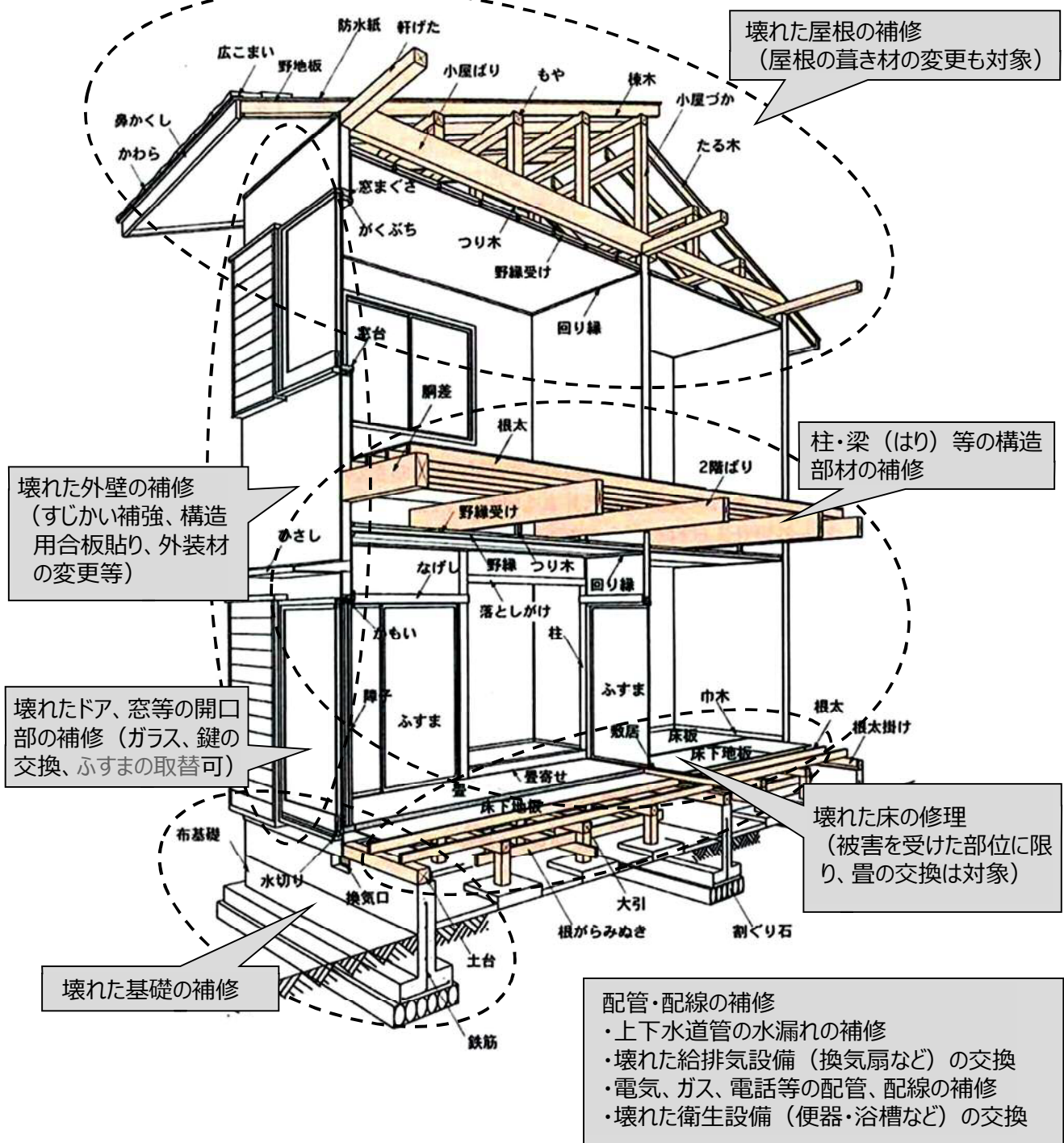


<対象となる応急修理の範囲>



<注意点>

- ・応急修理の優先度は、建物の構造的安全性を確保する工事を優先してください。
- ・内装は原則として、対象外となります。(例：間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすまや障子の張替えのみなど)ただし、災害による被害が原因で壊れた外壁を補修するために必要となる内壁の補修、壁紙張りなどの内装は対象となります。
- ・畳やフローリングは内装に該当しますが、壊れた床下地等の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り対象となります。
- ・家電製品、床下換気扇は、対象外となります。
- ・壊れた衛生設備の交換の際、グレードアップになるものは対象外となります。
- ・井戸から上水への切り替えは対象外となります。